

消費生活モニター設置要綱

第1 設置目的

道民の消費生活に関する意見、要望及び情報を把握し、これに対する適切な行政上の施策を講ずるとともに、消費者保護関係の施策の浸透を図り、消費生活の安定と向上に資するため、また、道民の消費生活に関連性が高い商品又は役務（以下「生活関連重要商品等」という。）の価格動向及び出回り状況の調査並びに物価に関する情報及び意見の提出を求めるため、北海道消費生活条例（平成11年条例第43号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づき、消費生活モニター（以下「モニター」という。）を設置する。

第2 委嘱

モニターは、市町村長等の協力を得て募集した候補者のうちから知事が選定し、委嘱する。

第3 配置数

モニターの配置数は、原則として前々年度の住民基本台帳における各市町村の人口に応じて、別表の配置基準に基づき決定する。

第4 職務

モニターの職務内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業者における消費生活に関する法令の遵守状況及び商品・役務の表示状況等を調査し、道に報告すること
- (2) 消費生活に関する意見、要望及び情報を道に提供すること
- (3) 条例第18条の規定に基づき、道が選定した生活関連重要商品等の価格動向と出回り状況を調査し、道に報告すること
- (4) 生活関連重要商品等の価格が高騰し、又は出回りが不足していると認められる場合に、その状況を道に報告すること
- (5) その他知事が依頼する消費者保護対策及び物価対策上必要な施策について、道に協力すること

第5 任期

モニターの任期は1年（年度途中で委嘱したモニターについては、当該年度末まで）とする。ただし、再任を妨げない。

第6 謝礼金等

モニターには、予算の範囲内で謝礼金を支給するほか、研修会等の出席に要する費用を弁償する。

第7 研修会

道は、モニターとしての職務に関する知識を習得させるため、研修会を開催する。

第8 要望事項等の処理

- 1 道は、モニターからの意見、要望等について、必要に応じて関係機関、業界等に通知するなど適切な措置を講ずるものとする。
- 2 1の規定により処理された結果、特に必要と認められる事項については、消費生活安定会議に報告する。

第9 個人情報の取り扱い

消費生活モニターへの応募やモニターとしての活動を通じて提供された個人情報については、北海道の消費生活モニター制度に必要な範囲内でのみ利用する。また、その管理や利用にあたっては、北海道個人情報保護条例に基づいて取り扱う。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、モニターの運営について必要な事項は、別に要領で定める。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和 7 年 1 月 27 日から施行する。
- 2 ただし、この要綱の第 3 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後から適用し、
同日前のモニターの配置数の適用については、なお従前の例による。